

Title	シャー・アッパースー世のギーラーン地方政策(二)
Sub Title	The administrative policy of Gilan by Shah 'Abbas I'
Author	長谷部, 暢子(Hasebe, Nobuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.60, No.1 (1991. 4) ,p.57- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910400-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シャー・アッバース一世の

ギーラーン地方政策(二)

長谷部 暢子

三 ヴァズィールの職務

a ヴァズィールの権利と義務

一六〇九／一〇一八年に Behzād Baig をギーラーンの二代目のヴァズィールに任命する際の勅令の記事には、臣民たち (ra'āya) に対してより良き行動を取ること、建物および耕作の増加 (taksir-e 'emārat va zera'at) に尽力すること、そして自らへのいかなる陳情 (motāleb) およびその訴願者 (mostada'iyat) についてもシャーに上申することがヴァズィールの義務として記されている。⁽¹⁰²⁾ また、ギーラーンの歴代ヴァズィールのうち、TAA などによって唯一経歴が明らかにされている Mohammad Sali' に鑑みる限りでは、文官としての研鑽と能力を認められて中央政府に抜擢された者がこの職に就くと思わ

れる。⁽¹⁰³⁾ つまりヴァズィール統治とは本来、優秀な文官僚が住民の安寧と土地繁栄を図りつつ、忠実に徴税強化を目指すものとされていたといえよう。アッバース一世時代のギーラーンで道の修復⁽¹⁰⁴⁾や堤防建設⁽¹⁰⁵⁾などの事業が政府主導でなされたという記述は、確かにハーッセの地方経済活性化政策としての側面を示している。

ハーッセ地のヴァズィールが司る職務のうち、特に重要視された財政・徴税業務については TGF に比較的多くの記述が見出される。徴税・財政の実務を担うのは、中央政府の組織の一部である地方政庁であった。この地方政庁を構成するのは、ヴァズィールと、その臣下・下僚の文官たちである。⁽¹⁰⁶⁾ ヴァズィールはそうした臣下や下僚の中から会計官職 (estifa)、書記職 (nevisandegi) などの担い手を各地区に任命する。そのみではなく、あ

る地区のヴァズイール職そのものを下僚のヴァズイールに自ら委託できるのである。

次に地方政庁の成員たちの職務を、徴税の手順と併せて簡単にまとめておこう。⁽¹⁰⁷⁾ まず任命の勅令において耕作の増加が義務とされているように、ギーラーンの農民からの徴税を強化するため、ヴァズイールは耕作されない土地がないよう農民を配分したり、農民が耕作に必要とするものを与えるなど、⁽¹⁰⁸⁾ 耕作そのものを監督した。そして当該地区の農民の保護などを受け持つと同時に、集税や徴税管理を請負うのがダールーガであったと考えられる。⁽¹⁰⁹⁾ また、ギーラーンの農民が納入する税のうちかなりの部分を占めるのが収穫物、ことに米であったため、毎年作柄および収穫物の査定が行われた。⁽¹¹⁰⁾ それを地方政庁の役人たち (*ommal*) が検討した上で課税額を定め、ヴァズイールの承認を得て、その年徴収すべき租税の高を決定する。⁽¹¹¹⁾ それに従って会計官 (*mosoufir*) が租税手形 (*berat*) を発行し、各地の集税人 (*tahvidar*)⁽¹¹²⁾ に割り当てる。そして定められた租税および収穫物が地区毎に集税人によって集められ、その際にダールーガが監督および取り纏めを担った。その後、慣習法 (*dastur*) にそって役人たちが収穫物の統制価格 (*tasfir*)⁽¹¹³⁾ を定めると、

会計官が納税者たち (*mo'addiyān*) の全勘定 (*mohāse-bate koll*) を清算 (*mafrūy*) し、会計官の印璽 (*mo-hr*) を押した清算書 (*daftar-e mafrūy*) が納税者たちに渡された。⁽¹¹⁴⁾ むろんこれらのすべての段階についてヴァズイールの承認が必要とされた。その後会計官および書記がその年の全税収を帳簿 (*daftar*) に記入して収支会計を閉じた後、この帳簿にそって国庫納入および中央派遣の監督官 (*na'ar*) への報告がなされたとみられる。

またヴァズイールは、財政・徴税のみではなく、軍事を除くあらゆる統治機能に関する権限を有していた。しかし財政・徴税業務以外のヴァズイールの職務および権限は、史料においてはおよそ漠然とした語によって示されるのみであり、地方行政・治安などに関するヴァズイールの行動を顕著に示す記述はごく僅かである。それはヴァズイールが地方行政や治安の実務に直接関わるのではなかったことの現われでもある。そうした職務に関する最終責任がヴァズイールにあることは、「任免権の行使」の記述によって明らかである。ギーラーンのヴァズイールは自らが頂点に立つ地方政庁の成員たちについてはもちろん、ダールーガ職の任免権を持ち、さらにキャラインタル職の任免をも左右していたと思われる。⁽¹¹⁵⁾ つま

り地方社会の秩序に直接関わる職すべてについても、ヴァズィールが実質的な任免権を有していたのである。ハーッセ統治下のギーラーンの官職保有者はすべてヴァズィールを通して俸給によって雇用されるため、自ずとヴァズィールに任免権が賦与されたともいえよう。ヴァズィールはこうした形で軍事を除く地方統治全般に関して中央政府から全権を委ねられていた。もっとも、官職保有者すべてをいわばヴァズィール直属の職員としたのは、徴税の行い易い統治機構に変容させる中央政府の政策であった。雇員たちの遂行する職務のすべてが自らの業務成績として評価されるため、ヴァズィールはより優秀な適任者を任命する責任があった。⁽¹¹⁹⁾ 任命の権限は同時に最終責任者の義務でもあったのである。

b ヴァズィールと中央政府の関係

ギーラーンのヴァズィールたちは、しばしばギーラーン以外の地域のヴァズィール職をも兼任していた。ヴァズィールが自らの下僚に代理として職務を委託するのは、複数の地域を同時に担当していたためである。⁽¹²⁰⁾ ヴァズィール職に任じられるのはハーッセ地についてはかりではなく、ハーケム統治下の地域の財政・徴税面の監査を行うために派遣される場合も多くある。彼らがそうした任

務をも帯びるのは、文官としての能力を高く評価されていたためでもあるだろう。しかし史料は、こうした任務が彼らにとって名誉であったとばかりは言えないことを示している。一六〇七—一〇一六年、Mohammad Safi' はホラーサーン全土のヴァズィール職をも兼任し、その地のアミールたちの収支の調査(haqiqat-e madaxel va noxatej)を命じられた。しかし彼の財政管理の厳格さ(saxtgi)ゆえにマシュハドの人々が困惑し、また彼は兵の俸給などを巡ってマシュハドのハーケムと争うことになったという。⁽¹²¹⁾ 彼の意図はハーッセ地同様の厳しい管理を行なって国庫納入分を増やすことであつたと思われるが、結果的には中央政府の響燈を買うことになった。⁽¹²²⁾ 同様の事例は二代目ヴァズィールの Behzād Baig についても見られる。一六一〇—一〇一一年、彼は王朝軍の遠征先カラーバグ(Qarābā)に会計監査(tanqih-e mohāsebāt)のため召喚を受け、任務を遂行した。しかしこの時オスマン朝の軍勢がアゼルバイジャンに侵攻してきていたため、アッバースI世は時宜を考慮して、Behzād Baig が行った会計を無視することにしたとい⁽¹²³⁾う。つまり前者はトュール体制にそつた形で、後者は前線の戦費需要に見合った形で、それぞれ財政管理を行う

べく要求されていたのである。彼らヴァズィールたちは中央政庁の一官僚として、与えられた職務をすべて中央政府の意図する通りにこなしうる役人でなければならなかった。

そしてヴァズィールたちは、ギーラーンにおいても独立した統治者という存在には程遠かった。ギーラーンにおいて彼らが集める租税収入は、全て国庫財産 (*mal-e divan*) であり、かつ国庫収入の内でも無視しがたい割合を占めていたと考えられる。⁽¹²⁵⁾ ゆえに中央政庁は、ヴァズィールの徴税業務を常に監視していた。むろん中央政庁任命の監督官 (*nazer*)⁽¹²⁶⁾ への報告は当初から義務づけられていたし、税収が国庫に納入される段階で中央政庁が最終的な会計を行ったことは間違いない。しかしその上、中央政庁がギーラーンのヴァズィールの業務に関し、かなり頻繁に監査を行っていたことが、ヴァズィールたちの罷免時の記載によって示されている。TGF によると、Mohammad Safi⁽¹²⁷⁾ 解任の直接の契機となったのは、彼が Lahijan の米の統制価格 (*tas'ir-e berenj*) を操作し一八、〇〇〇トマンを着服した疑いであったが、この汚職疑惑を摘発したのは当時の大ヴァズィールであった⁽¹²⁸⁾ という。また TGF の作者は、前述の二人のヴァズィー

ルの罷免の原因を彼らを疎んじる中央政庁の要人たちの讒訴に帰している。⁽¹²⁹⁾ 確かに、対立や派閥争いから上級職にある者が下位にある者を失脚に追い込むような事例が常にあったことは想像に難くない。しかし中央政庁での上下の力関係がヴァズィール人事を左右することのみを強調して捉えるべきではない。⁽¹³⁰⁾ Mohammad Safi⁽¹³¹⁾ が実際に汚職を働いたかどうかの真偽は別として、中央政庁が国庫に収めるべく要求した額を一八、〇〇〇トマン下回ったことは確かである。また Behzād Baig は解任時西ギーラーンのみで二〇、〇〇〇トマンもの未収分を残していたという。⁽¹³²⁾ 彼らを疎む上位文官が彼らを失脚させようとして監査を行った結果というより、頻繁な非公式の監査の過程で、国庫納入分を満たしえないという彼らの重大な失敗が明らかにされたため、より適任である者を改めて任じたということではないだろうか。またギーラーンのヴァズィールが改任される際には、中央政庁からも在地の者からも、会計監査にあたる人間が複数選ばれている。⁽¹³³⁾ これらのことが示すように、ギーラーンの徴税業務が中央政府にとってことに枢要であった点を重視すべきである。

ここでさらに、中央政庁からダールルーガが派遣される

場合について考察しよう。通常ギーラーンのダールーガはヴァズィールが任命するが、TGFにおいて中央政府からの派遣の記述が二例のみ見られる。一つは Behzād Baig 解任時に東西ギーラーンそれぞれについてダールーガが派遣されたという記述である。⁽¹³³⁾ この場合ダールーガはヴァズィール解任に際しての会計監査および財政管理を担った。この内、西ギーラーンのダールーガに任じられた Latif Xān Baig は二年間執務し未収金二〇、〇〇〇トマンを徴収したという。⁽¹³⁴⁾ もう一つの例は、一六一六／一〇二五年グルジア遠征に際し、王朝軍がギーラーンを経由して進軍した時、東西ギーラーン共にヴァズィールが解任され、各々について会計ダールーガ (dārū-ya-ye hesāb) が任じられたという記述である。⁽¹³⁵⁾ そしてこの二年後に元のヴァズィールたちの復職が認められる。⁽¹³⁶⁾ 前者は国庫に大きな損失を与える未収金累積の解消を、後者はグルジア遠征のための戦費の徴収を、各々目的としたダールーガの派遣であった。共に二年間のみの執務であり、明らかに徴収に迅速を要する際の臨時措置として、強制力を持つ者が任じられたといえる。ヴァズィールとダールーガが常時共に派遣される他のハーッセ地においては、ダールーガの強制力が重視される場合にのみ、

シャー・アッバース一世のギーラーン地方政策(二)

ダールーガが優位に立つ。⁽¹³⁷⁾ しかしギーラーンにおいては、迅速な徴収が要求される場合、ダールーガが優位に立つばかりかヴァズィール職が空位とされていた。中央派遣のダールーガの強制力がヴァズィールのそれにどれほど勝るものであったかを示す記述は見られない。しかし暫定措置とはいえ、統治の最高権力者であるヴァズィールがすべての職務を解かれたり、またその任命がなされなかったりするという事態は、ギーラーンのヴァズィールの持つ権能の限界と、一官僚に過ぎぬ立場とを明示しているよう。

彼らは軍事を除くすべての権限を委ねられてはいたが、ハーッセ地ギーラーンはあくまで中央直轄領であり、その権限の真の保有者は中央政府であった。ヴァズィール自身もやはり国庫からの俸給生活者であり、中央政府を代表してギーラーンでの職務を遂行する際にのみ権限が伴ったにすぎない。また中央政府も、より良い文官を経済的重要性の高いギーラーンのヴァズィールとして任じることには責任を持っていたため、国庫収入増に貢献しない者は直ちに罷免し、より効果的に徴税を行いうる者を代りに任命していった。

以上に述べてきたように、ハーッセ化以降のギーラー

表IV ギーラーンの徴税額を示す史料記載

時代	年代	対象地域	担い手		史料上の記述	金額(トマン)	典拠
			官職	名前			
地方 時政 権 代	1567 (975)	東ギーラーン	ハーケム	Xān Ahmad Xān	年間税収	12000/年	JA330a
	1567 (975)	東ギーラーン	ハーケム	Xān Ahmad Xān	上記のうちの中央政府 (divān)への納入分	8000/年	JA330a
	1593 (1002)	西ギーラーン	ハーケム	'Alī Xān	中央政府への貢税 (piškeš')	1000/年	TAA451
ザ ア 統 治 イ 時 一 代	1609 (1018)	東ギーラーン	サフズイール	Mirza 'Alamiyān (Mohammad Šafi')	この年の米の換算率操作 による着服額	18000/年	TGF183
	1612 (1012)	東西ギーラーン	サフズイール	Behzād Baig	年間徴税総額細目 (taqrīr va abvād)	200000/年	TGF211
	1620 (1029)	西ギーラーン	サフズイール	Oslān Baig	年間徴税総額細目 (taqrīr va abvād)	51000/年	TGF220

JA...Monši Būdāq Qazvīnī, *Jawāher al-Axbār*. (MS.ehemalige Kaiserische öffentliche Bibliothek zu St.Petersburg).

ンの統治機構にもたらされた変容は、すべて徴税強化の便宜を図るための措置であった。本来は地方経済の活性化を前提とした政策であったとしても、ギーラーンは国

庫収入の要であったため、より多くを徴収しうるヴァズイールこそが優秀だとされる傾向が強まっていくのは時間の問題であった。

Ⅲ ハーッセ体制の弊害と矛盾

一 収奪と圧制

前章において、ギーラーンのハーッセ化の目的が徴税強化にあったことを示した。しかし実際にヴァズィール統治体制を整えることによって徴税額が増加したのであるか。僅かに見出された徴税額を示す数値の内、対象地域が共通すると思われるものを比較すると (cf. 表 IV) 確かに金額の上では徴税増加が見られる。しかし記述例が少なすぎる点や、比較の際に名目価値をそのまま使う以外に方法のない点などを考えると、徴税増が如実に示されているとは言い難い。また額面上の増加は明らかであるとしても、それが収奪強化であるとは限らない。ヴァズィール統治施行によって生産高や収穫高が増加し、それに対して定められる徴税額が自ずと増加したとも考えられる。とすればハーッセ化による変容は、単に地方統治機構が中央政府の国家機能の中により強く組み込まれたというだけの事象であり、むしろ地方経済の活性化が促されたものと捉えられよう。

シャー・アッバース二世のギーラーン地方政策 (二)

しかし TGF の記述は、ハーッセ体制統治がギーラーンの地方社会に活力を与えるようなものではなかったことを強調している。たとえば、ヴァズィールの Behzād Baig が解任された後、彼の残した未収金の徴収のためにダールーガが派遣されたことを前に記した。徴収し切れずに残った分を僅か二年で回収する行為自体が、強制力を持つ者による厳しい取り立てを意味するが、さらにこの際の記述に現われた「年々の徴収必要額 (moitale-bāte sanavāt)」および「日々の未収金 (Baḡyā-ye ay-yām)」の語は、⁽¹³⁸⁾ 中央政庁および地方政庁の定める課税割合が実収可能な限度を越えて設定されがちであり、未収金が累積していたことを暗示している。また生産高に対する課税額の変動が偏りがちであったことも想定される。すなわち生産高増加もヴァズィールの義務であったため、凶作であっても、自らの進退に響かぬよう課税額を下げず、集めきれない分は負債の手形として残したであろう。逆に生産高上昇による徴税強化はヴァズィールの功績として評価されるため、豊作の年には負債分の返済が困難な程に課税額を引き上げたと見られる。

また、ヴァズィールの Moḥammad Safī' が一八、〇〇トマンを着服したとされて罷免された後、アッバー

スI世はこの一八、〇〇〇トマンの回収責任をヴァズィール代理であった Behzād Baig に任せ、さらにもう一度東ギーラーンの人々から取り立てるよう定めたとい⁽¹⁴⁰⁾う。Behzād Baig はこの回収に三年を費やしており、追徴負担の重さが窺われる。正規の税を収めた人々に再課税するという理不尽な行為に加え、免職後ほどなく没した *Mohammad Saffi* の遺産の大半を占める七、〇〇〇トマンがシャーへの贈与金 (*piskēs*) として没収されたとい⁽¹⁴²⁾う。追徴額の三分の一、つまり一年分を補う額だが、これが国庫納入分の補填に用いられることはなかった。ヴァズィールに課せられる重い徴税負担を最終的に背負うのはギーラーンの納税者たちであった。

そして問題はこれらのごとく公然と行われた徴税強化のみに留まらない。TGF にはヴァズィールの臣下・下僚たちが私利のため不当な搾取や圧迫を加えたという記述が多数見出される⁽¹⁴³⁾。また、重くなりがちな通常の課税とそれに関連して派生する様々な収奪の他に、王朝軍遠征時の臨時課税も看過できない。史料に最も明確に現われるのは一六一六／一〇二五年グルジア遠征時の記述であるが、これを特殊な一例と捉えるべきではない。サファヴィー朝とグルジアの関係が悪化した一六一三／一〇

二二年頃から、王朝軍の対グルジア遠征は相次いで行われていた⁽¹⁴⁵⁾。そしてこの頃アッバースI世の冬営地がマーズンダラーンの *Farahābād* に造営されていたため、王朝軍は遠征時ギーラーン経由でグルジアに向かうことも多かったと思われる⁽¹⁴⁷⁾。ゆえにこうした際常に、ハーッセ統治下のギーラーンで戦費や物資の調達が行われていた可能性は強い。

王朝軍遠征という事象は、ハーッセ化がその対象地域にかつてない矛盾をもたらしたことも明示している。同じギーラーン地方に位置する近隣のハーケム勢力下の地域とは、遠征時の王朝軍との関係において大きな違いが見られる。近隣のハーケム勢力はサファヴィー朝との臣従関係に基づいて軍事奉仕を行っていた⁽¹⁴⁸⁾。他方ハーッセ統治地域はむろん軍事奉仕を行えなかったし、求められもしなかった。ただ戦費および物資の供出を求められたため、自ずとその徴収が強化された。そしておそらくは王朝軍のみではなく、近隣のハーケム軍からも物資や戦費の提供を求められたであろう。かつては共に地方政権の支配下にあった地域に、統治機構の違いから生じる負担の差が歴然と現われるようになった。このことがハーッセ地の住民に不満をもたらしたばかりではない。軍事

力を維持するハーケム軍勢力がハーッセ統治下の地域に對して略奪行為を働く事態なども出て来るのである。⁽¹⁴⁹⁾ むろん地方政權時代にもギーラーンの各有力者間の抗争が多くあった。しかしそれらは同質の統治機構を持つハーケム軍勢力同士のものであった。古来ギーラーン地方における抗争は *Sefidrūd* を挟む東西二勢力間に起こることが多かったが、ハーッセ化によってギーラーン地方の地域間関係、すなわち二分対立の状況も大いに變化した。それはトユールおよび軍事力において、持つと持たざるとに二分されるという構造の対立であった。ハーッセ化の弊害は、中央政府と限られた対象地域との関係においてのみ現われたものではなかった。

ハーッセ化によって新たに引き起こされた矛盾はそれのみに留まらない。ハーッセ地の地方有力者⁽¹⁵⁰⁾に對する懐柔および勢力削減措置は、地方社会内部の軋轢を別な形で拡大していた。

地方政權下でトユールを保有していた有力者層がトユール廢止を安易に受け容れたわけではなく、ハーッセ体制の徹底には、むしろかなりの時日が要求された。*Lešte nešā* の *Copek' Ajdar* 家兩勢力のごとくヴァズィール統治への抵抗を続けた実質上の土地所有者に對しては徹

底的な弾圧が加えられた。⁽¹⁵¹⁾ 他方、在地勢力を掌握している地方有力者層のうち敢えて抵抗行動を取らぬ者たちに對しては官職や俸給を与えるなどして懐柔していた。しかしこの懐柔措置はハーッセ体制を浸透させるための一つの段階に過ぎなかった。時を経るに従い、ヴァズィールとこうした地方有力者層との関係が變化した。すなわちヴァズィールが任命を左右したキャラクタータル職や、ヴァズィール体制に協力的であったセパフサーラー職の担い手までが圧迫の対象になっていくのである。

たとえば、キャラクタータルがヴァズィールと不和になり、その不平をシャーに上申するという事例が、*Ostān Baig* が西ギーラーンのヴァズィールに就任した一六一四—一〇二三年頃から多く現われる。このキャラクタータルたちは、ヴァズィール統治を拒否して抵抗行動を起したわけではない。⁽¹⁵²⁾ これらの不和の記述は、ヴァズィールによる過剰な徴税強化と地域代表者のそれに対する抗議と捉えられる。キャラクタータルたちは自らの担当地区への収奪や圧制を阻もうとシャーへの上申を敢行したのである。また TGF には、キャラクタータル職にある資産家が、自ら担当する地区 *Kučestāhān* を中央政府から直接請負う (*ejāre va maqāre*)、べく秘かにシャーの

許に赴いたという記載が見られる。⁽¹⁵⁴⁾これは自分たちの地区のみでもヴァズイールの担当から外そうという試みであった。しかしこの上申は事前に気付いたヴァズイールからの書状によって阻まれた。さらにこのヴァズイールは、別な有力者にキャラクターンタル位を与えると唆し、この者を殺害させた。⁽¹⁵⁵⁾こうして地方社会の側に立つ者は弾圧され、またシャーへの上申も効力を持たなかった。ヴァズイールの臣下に対する罷免要求などが受け入れられることもあったが、担い手が変わったところでヴァズイール傘下の圧制者であることに変わりはない。⁽¹⁵⁶⁾同時にキャラクターンタル職は、ヴァズイールがその授与を約して地方有力者たちを操り、さらには分裂させて勢力を減じる道具と化した。売官なども公然と行われるようになった。⁽¹⁵⁷⁾

官職授与が、官職保有者と地域社会の関係を変え、その影響力を削減する機能を果たしていたと前に記したが、懐柔措置の必要がない程にその勢力が減じると、地方有力者たちは収奪の対象とされた。⁽¹⁵⁸⁾彼らは資産家でもあったため、格好の対象だったのである。

一六二九／一〇三八年の運動の際、Lahjān と Fuman のキャラクターンタルが運動勢力の襲撃の対象となる。⁽¹⁵⁹⁾

このことは、弾圧や仕組まれた地域集団内部の抗争によって、ハーツセ地の元地方有力者層のうち地域住民の立場に立つ者は収奪の対象とされていき、他方ヴァズイールに癒着して住民を圧迫する立場に立った者のみが官職を持ち勢力を保つようになったことを示している。つまりハーツセ統治地域の元地方有力者層もまた、抑圧者と被抑圧者という形で二分されたのである。

以上述べてきたごとく、次第に収奪のみを強化し、ギターン地方にかつてなかった矛盾を引き起こしたハーツセ体制統治に、地方政策としての深刻な構造的欠陥が内包されていたことは明らかである。

さらにここで、一六一四／一〇二三年より西ギターンのヴァズイール職を務めた Oslān Baig について記しておきたい。この Oslān Baig は、トルコマン系のキズイルバシュの一部族 Sāmlu 部のコルチに出自を置く。彼はギターンがハーツセ化された時点で文官としての経歴をスタートさせたが、⁽¹⁶⁰⁾それ以前は厳密な意味でのシャーの近衛兵として活躍する武官であり、⁽¹⁶¹⁾ギターンのヴァズイール職の担い手としては異色であった。また前任者たちと比較すると明らかに彼への処遇にはコルチ出身であるゆえの特権が明示されており、⁽¹⁶²⁾文官としての能

力や経歴によってではなく、シャーの側近であったためにこの職を得たものと考えられる。当時のサファヴィー朝におけるコルチの優越性は、ヴァズィール体制をとるギーラーンの統治についても顕著に現われていたといえる。

しかしさらに重視すべきなのは、この Oslān Baig の徴税に関わる強制力が前任者たちよりも勝っていたと思われる点である。前に述べたように彼のヴァズィール就任以降地方有力者への圧迫を示す記載が目立って増える。

また TGF には、彼が徴税に際して過度の強制力を加えてくる者であったことが示されている⁽¹⁶³⁾。さらに彼の就任年頃、サファヴィー朝のグルジア遠征が本格化している点も注目値する。つまり、そうした時点で本来文官の占めるべき官職の領域にまでコルチの武官出身者が進出してきたのは、中央政府が彼らの武力を背景とした徴税強化を意図していたためと考えられるのである。そして彼がヴァズィール職にあった時期、彼の出身部族が西ギーラーンにおいて勢力を伸長していた形跡も認められ⁽¹⁶⁴⁾、中央政府が、ハーッセ統治地域における部族勢力の拡大に対して抑制を加えることなどなく、むしろそうした勢力が徴税強化に有効に働くのであればそれを奨励さえし

た可能性を暗示している。より多くの税収を上げることのみが重視されたため、優れた文官官僚の代表がハーッセ体制下のギーラーンの統治を担うという施策方針が徹底されなくなったのであろう。

TGF によれば、Oslān Baig がヴァズィール職にあった間に、古くからの名家 (xānevādehā-ye qadimī) が窮地に追い込まれて (mosta'sal šod) 崩壊 (xarāb) したという⁽¹⁶⁵⁾。また、Behzād Baig の解任後、つまり Oslān Baig の就任より十七年の間ヴァズィールたちの圧制に晒されたため、借地人たち (mosta'jerān)、集税人たち、キャドホダーたち、そして臣民たちの大半が逃亡し、隠れたという記述も見出される⁽¹⁶⁶⁾。徴税強化の便宜を図った改革が施されている統治機構の頂点に、部族勢力と特権とを合わせ持つ者を任命し、徴税強化を促すという施策は、ギーラーン地方社会の疲弊に拍車をかけた⁽¹⁶⁷⁾。むしろ、弊害と矛盾を生み出す根本的な原因は統治体制自体の構造上の欠陥であったといえる。しかし、ハーッセ運営において、優遇された勢力を用いて徴税を強化する施策の問題はギーラーンのみに留まるものではないため、アッバース一世の地方政策全般に関わる問題として指摘しておきたい。

二 運動の示すもの

一六二九—一〇三八年、アッバースI世の死の三ヵ月後、Lahijān とおそろひ T'arīb Šāh 運動が展開された。その後二ヵ月で鎮圧されたものの、東西ギーラーンに広く波及し、その勢力は一時三万人に達した大規模な民衆運動であった。この運動はハーッセル化によってギーラーンにもたらされた収奪・圧制・社会矛盾に対する地方社会の反応であり、またハーッセル化の弊害と矛盾を様々な側面から反映しているのである。

この運動は、Eshāq 家出身の西ギーラーンの元ハーテム Jamsīd Xān の息子を擁立し、全ギーラーンの征服を宣する形で引き起こされた。TGF に記された運動の主導者たちの名をネスバから判断すると、彼らは Lešte nešā, Lahijān, Kūčesfahān のいずれかの出身者と推定される。ヴァズィール統治上の行政区分では前者二地域が東ギーラーン、Kūčesfahān が西ギーラーンに属していた。このうち運動勢力の拠点であり、主導者が主に出ていたのは Lešte nešā であった。運動の主導勢力の中には、かつてヴァズィール統治に抵抗したために強制追放されていた Ajdar, Čopek とおそろひ Lešte nešā

の二つの名家の者たちがいた。彼らおよび彼らと並んで地方史上に名前が記されているこの主導者たちは、ハーッセル体制下において優遇されず、収奪・圧制の対象となっていた元地方有力者たちと考えてよい。

もっとも、上記の Ajdar, Čopek 両家は共に東ギーラーンの統治者であった Kiya 家の臣下であり、この Kiya 家と、擁立した王子の Eshāq 家は元来敵対関係にあった。つまり彼らおよび Kiya 家の統治下にあった東ギーラーンの元地方有力者たちは、自らの元君主の敵方の末裔を擁立したことになる点に注目したい。

他方、擁立された Jamsīd Xān の息子 T'arīb Šāh あるいは Adel Šāh についてはその経歴が TGF に詳述されているが、Eshāq 家の末裔であるという確証はない。つまり王朝年代記 Dh TAA に示されるように捏造された末裔である可能性も大きい。だがその真偽はさしたる問題ではない。むしろ主導者の捏造であるとしたら、なぜ多くの者にとってかつての仇敵である Eshāq 家の血統を持ち出したのか。このことは、ハーッセル体制統治がかつての東西対立を希薄化させたこと、つまり抑圧された地域の者たちが協力して共通の敵に抗せざるを得ない状況になっていたことを暗示している。

表V 1629年 ʿArīb Šāh 運動時の襲撃対象と行動

地域	対 象	行 動	典 拠
Lāhijān	(シャー・アッバース任命の)Lāhijānのキャラ ーントル; Mīr Morad	30000トマン相当の現金・商品 (noqūd va ajnās) を略奪	TGF263
	地方政庁集税人 (taḥvīrdār-e dīvān) の‘Alī Xān Baigとその弟 Mīr ‘Abbās	モスクワ・カザンから運んで家に貯蔵していた 国庫所有の財産・商品 (amvāl va ajnās-e dīvān) をすべて略奪	TGF263
	LāhijānのキャラントルのMoḥammad Ṭāleb	殺害し、屋敷を焼き討ち	TGF263
Kūčesfahān	ヴァズィール代理 (nāyeb al-ṣadāre)	家族を捕え、動産・備品を略奪	TGF263
Rašt	メイダーン周辺のキャラバンサライ、店 (do kākīn)、逃亡者の家屋敷	略奪	TGF265
	Raštの地方政庁舎 (dār al-emāre)	金・銀貨、商品、カーペット (forūš) を略奪 更にシャーの命によってヴァズィールが下僕 に買わせておいた1628年分の絹300ハルバールの 内200ハルバールを引き出しoubāsらに施す	TGF265
Fūman	逃亡したキャラントル、貴顕 (a‘yān) らの家屋敷	焼き討ちを計画 (未遂)	TGF266-7

次にこの運動の参加者について考察しよう。TGFには、Lahijanで決起し、西進していく運動勢力に、赴いた先々の一般民衆が続々と参加していく様が記されている。運動が西方に広がった経過に鑑みると、主導者たちが敢えて *Eshāq* 家の末裔を擁立したのは、西ギーラーンの住民たちに地方政権復活をより強く訴えかけ、参加を求めると考えられる。そして人々が運動に参加したのは、サファヴィー朝の統治からの脱却を願ってハーケム統治の復活に賛同したためであろう。このことは、ハーッセル以降のヴァズィール統治が、それ以前の地方政権統治に比べてはるかに抑圧的であったことを示している。一般民衆の大半が運動主導者たちの主張に賛同したとする根拠は総勢三万という運動勢力の大きさのみではない。運動鎮圧後に刀狩が行われたという記載が見られ、ギーラーン民衆の多くが主体的に運動に参加したことが示されているためでもある。

TGF に見出される運動勢力の襲撃対象およびそれらに対して取った行動についての記述を表Vにまとめた。主な襲撃対象はヴァズィールとその臣下である。中には、半ば暴徒と化した群衆が無差別な略奪を行ったという事例も見られるが、⁽¹⁸⁾ 主導者たちがそうした行動を戒めた記

述も見られ、⁽¹⁸²⁾ 運動勢力の行動には明白な意図が感じられる。

さらにこれらの対象に対する行動を検討しよう。焼き討ち、殺害は圧制者に対する肅正として、またある者にとっては自らの故地の既存の統治体制を破壊したことへの怒りや復讐心の表現として行ったものと言えよう。それらにまして多いのが略奪行為である。略奪は、不正に取り立ててきた者たちから取り返すという意味合いで行ったと考えられる。ここには、ヴァズィール統治体制のもたらした悪弊のうち、最も人々を苦しめ、また誰もが不正と感じていたものが収奪であったことが示されている。運動勢力が収奪の不正と苛酷さに憤って略奪行為をとったことを明示するのは、略奪した金品を分配するという行為である。TGF には、*T arīb Sāh*らは、シャールの命を受けたヴァズィールが下僕に申し付けて買わせ、*Rasf* の地方政庁舎 (*dār al-ēnāre*) に貯蔵していた絹 (*abrīšam*) 300 *xarvār* (≒90トン) の絹 200 *xarvār* を倉から出し、下層民たち (*arāḍel va oubās*) に分配したという記述が見出される。⁽¹⁸³⁾ 彼らは原則的に略奪対象をヴァズィール側の人間および施設に限っていた。さらには、反乱鎮圧後捕えられた主導者たちを拷問しても、彼らか

らは銅貨一枚すらも出ず、また彼らが税収 (malīyat) に
関して全く占有を行っていなかったことが証明されたと
も記されている。⁽¹⁸⁴⁾つまり主導者たちは私利のために行動
を起こしたのでも、それによって得たものを占有する意
図があったわけでもなく、公平に分配を仕直し、公正を
追求しようとしていたのである。

さて、この運動以前にも、やはりヴァズィール側の収奪
と圧制に抗して展開された民衆運動があった。一六〇三
／一〇一四年の Kār Kiya Fathi 運動がそれである。地
域的には Fūman のみであり、I'arīb Sāh の運動とは
規模において差があるものの運動の性格・形態はかなり
共通している。⁽¹⁸⁵⁾しかしこの Kār Kiya Fathi の運動と
I'arīb Sāh の運動の間には決定的な違いがある。Kār
Kiya Fathi の運動の鎮圧後、Fūman のヴァズィール
代理の圧制が証明され、その解任措置が取られた。⁽¹⁸⁶⁾つま
りこの運動は圧制を訴えようという民衆の示威行動であ
り、それに対する成果も得られたのである。しかし
I'arīb Sāh の運動が発生する頃には、中央政府は民衆
の訴えに耳を傾けなくなっていた。より多い税収を国庫
にもたらずヴァズィールこそが優秀かつ忠実であるとい
う認識が浸透した結果、中央政府がヴァズィールたちの

収奪を敢えて戒めることはなくなり、ヴァズィールたち
もより多くの税収を上げることのみに専心するようにな
った。担い手が変わっても、否、むしろ変わる度に収奪
はさらに強化された。ギーラーンの被抑圧者たちは、サ
ファヴィー朝の施行するヴァズィール体制統治自体にも
はや全く改善の余地のないことを十分に知らされていた。
それゆえ自分たちの新しい統治者、つまり I'arīb Sāh
を擁立する形で運動を展開した。この運動は中央政府に
対する示威行動ではなく、弊害と矛盾ばかりをもたらす
サファヴィー朝の支配体制からの脱却を目指した行動だ
ったのである。

しかし運動は二カ月余りで鎮圧され、主導者たちはも
ちろん、運動の主勢力であった Lesē nešār Lahijān'
Kučesfahan の人々が一万近く殺害された。⁽¹⁸⁷⁾ I'arīb
Sāh 反乱は、支配体制を何ら変えることは出来なかった。
むしろ刀狩の事例に示されるように、地方軍事力の解体
・撤廃がより徹底され、中央政府の支配はさらに強化さ
れたと思われる。

しかし結果的にサファヴィー朝の支配がより徹底され
たという事実のみによって、ハーツェ化政策を成功と評
価することはできない。確かにアッバース I 世が施行し

たこの政策は、国庫財政システムの改善策としては有効であったし、中央政府の政策としては成功といえるかもしれない。また本稿において考察してきたギーラーンについてはこの政策が弊害や矛盾をもたらしたことが確認されたとしても、当時のすべてのハーッセ地において、これほどまでに徴税が強化され、そのための徹底的な統治機構改革が行われたとは限らない。ギーラーンは、かつての独立した地方政権の存在や、地域的特殊性、経済的重要性ゆえに、ことにハーッセ化政策の影響を受け易かったとも言えるであろう。

しかし問題はハーッセ地において実際に収奪が強化されたか否かのみにあるのではない。地方政策としてのハーッセ化が、収奪強化のみに傾き易く、社会矛盾を引き起こしがちであったこと自体が最も重視すべき問題なのである。後のスレイマーンI世(在位一六六六～九四年)時代にイランを訪れたシャルダンは、地方のハーケムに比べると、ハーッセ地の監督者 (controlleur) は国庫のためにと称して徴税強化にのみ尽力して中央政府の評価を得ようとし、またシャーもハーッセ地については収奪を許しがちであったとしている。⁽¹⁸⁸⁾ハーッセ化の政策としての構造欠陥は、後世のこの記述においてかなり普遍的

な問題として指摘されている。つまり本稿においてギーラーンを例にとって検証したハーッセ化政策の弊害と矛盾は、決して特殊な地域のある一事例として理解すべきものではないのである。

さらにアッバースI世の場合、自ら重用していたコルチ・ゴラーム勢力をハーッセ運営に大幅に導入していた。この二勢力の重用もまた、刮目に値する軍制改革の主眼として成功の評価を受けている。しかし彼らの導入は地方政策としてのハーッセ化の抱える問題点を大いに増幅したといえる。つまり地方に対し、かつてのキズイルバシュのハーケム統治の時代よりも厳しい収奪や圧制が加えられた可能性が大きいのである。さらに本稿でしばしば示してきたように、彼らが担当地域において自らの部族・集団の勢力を拡大しないわけではない。つまり中央政府にとつての「忠臣による国庫収入増への貢献」がなされる一方で、彼らの地方封建貴族化と地方経済の疲弊とが同時進行していく事態が発生していたのである。とすればそれはサファヴィー朝国家の存亡の危機に関わる問題であり、それを生み出したのはアッバースI世の政策であったとも言えるだろう。

事象としてはたやすく解決された Tarih Sah の運動

は、地方政策としてのハーッセ化の持つ深刻な問題点を
顕示していたのである。

おわりに

運動鎮圧後、ハーッセ地の東西ギーラーンはマーザン
ダラーンと共にヴァズィール Mirzā Taqī の統治下に
置かれ、再び厳密な意味での文官統治のハーッセに戻つ
た。しかし、ハーッセ化が国庫収入増を目指した中央政
府の地方政策として施行されていく限り、収奪のみに傾
き易く、地方社会の矛盾を必然的に引き起こすという構
造上の欠陥を根本的に是正することは難しい。いかに優
秀な文官が統治を担ったとしても、暫時の改善あるいは
部分的修正がなされるに過ぎないのではないだろうか。

しかしハーッセ化政策は、アッバースI世を継ぐサフ
イーI世の時代に最も盛んに行われるようになったとい
う。⁽¹⁹⁰⁾構造上の欠陥を内包しつつもこの政策が続行されて
いくのは、ひとえに財政改善策として大いに有効であつ
たためであろう。むしろ国庫財政が悪化するほどハーッ
セ地は増加していったとさえ考えられる。

むろんハーッセ化政策の続行が、それ以降のサファヴ
イー朝財政を破綻に向かわせた⁽¹⁹¹⁾と断定するわけではない。

シャー・アッバース一世のギーラーン地方政策(二)

後世史料を繙き、アッバースI世の政策がいかに適用・
応用され、また修正されていたかを検討しない限り、
サファヴィー朝史において、アッバースI世の治世期お
よびその政策がいかなる意味を持っていたかを解明する
のは難しいであろう。

TGF の作者フーマニーはこの年代記の記述を、アッ
バースI世によるハーッセ統治の最大の所産といえる
Fārib Sāh 運動の詳細な記述で結び、擱筆した。フー
マニーは、シャーおよびその支配のあり方に対する批判
的な記述を随所に残した。しかし彼をヴァズィール体制
を否定した者とも、また自らの故地の独立政権の喪失の
みを声高に訴える者とも捉えるべきではない。彼が隠遁
者の身を起こして綴ったTGFは、王朝年代記などによ
っては成功の一面のみを評価されがちなアッバースI世
の改革および政策を別な側面から映し出しているのだ
る。

註

(102) TGF p. 189.

(103) TAA p. 803.

(104) 一五九七年七月八月／一〇〇五年 Dhu al-Hijja 月アッ
バースI世は Seyx Ahmad Aqā なる者を命じ、Lahi-

jan の Simerūd 沿いの道を、駱駝が荷籠 (kajāve) を着けたまま並んで通れる位に拡げさせたという (TA fol. 122b)。ハーッセ化直前にこうした事業がなされていたことは注目に値する。

(105) かつては多くの川がカスピ海に流れ込むために沼が多く通行が困難であったが、アッバースI世が Asīra から Astarābad までの地域のすべての河川に強固な堤防を築かせたため、馬や駱駝、徒歩による通行が可能になったという。(Olearius, p. 999)

(106) 多くはヴァズィールに従って当該地に赴くものと思われるが、現地の文官が新たにヴァズィールの臣下になり、統治の業務に採用される場合もあった。(TGF p. 180)

(107) 徴税の手順や地方政庁成員たちの職務については、残念ながら同時代史料によって詳細を明らかにしえないため、TM に見られる、サファヴィー朝末期のハーッセ地であるエスファハーンの事例などを援用して考察して行く。

(108) TM p. 79 *سازمان سامیة* Sami'a, *Tadhkerat al-Moluk*, (ed. M. D. Seyāqi), Tehrān, 1952. (以下 TM 活字版と略記) p. 46. エスファハーンのヴァズィールの義務として挙げられている。

(109) ヴァズィールから任命を受けたダールーガは、集税職 (tahvildari) をも任じられる (cf. TGF p. 181)。

ギーラーンの各地区に任命されるダールーガも短い任期毎にヴァズィールから請負う職であろうと考えられる (cf. TGF pp. 217-9)。

(110) TM pp. 84-5, TM 活字版 p. 51. エスファハーンには、作柄および収獲高を査定する *rayya'* という職が存在したというが、ギーラーンにも当然こうした職務に携わる者がいたと思われる。

(111) TM p. 84, TM 活字版 pp. 50-1.

(112) TGF p. 204にダールーガが集税人たち (tahvildarān) から国庫納入金の徴収 (*vosūle nāle divān*) を行うという記述が見られるため、集税人はダールーガよりさらに下位の集税請負い職と考えられる。

(113) TM p. 84, TM 活字版 p. 50 *tas'ir* (統制価格または価格決定のための換算率) 設定は毎年イラン歴九月 (*qons-e har sāle*) つまり一二月末〜一月中旬に行われていたという。

(114) TM p. 84, TM 活字版 p. 50.

(115) たとえば、統治 (*hokūmat*)。重要事 (*mohemmat*)、業務 (*mo'āmelat*)、ヴァズィールの職務 (*vezārat*) などである。

(116) ハーッセ地のダールーガは、治安維持、警護、懲罰などをを行う警察機能をも有していた。(TM p. 82, TM 活字版 p. 48)

(117) キャラントル (*kalāntar*) は、通常「町長」などと

訳される。担当地区のネสบバを持つ担い手が多く、また TGF にはしばしばキャラクタータルが当該地区の有力者たちと共にヴァズィール統治への抗議や抵抗を行ったという記載が見られるため (TGF p. 195, p. 215 etc.)、地域社会の代表的性格を持つ者が就任すると考えられる。

(118) ヴァズィールが全く随意にキャラクタータルを任免しえたとはいえ難い。しかし初代ヴァズィールの *Mohammad Safi* については、TAA p. 803 にキャラクタータルの任免権を有していたことが明記されており、その他のヴァズィールの場合も任命の勅令そのものは中央政庁が出していたが、実質的な任官者の選択権を持っていたと思われる。

(119) たとえば、ヴァズィール代理の収奪・圧制が判明した場合、直ちにその者を罷免し、叱責・懲戒の後、別な適任者を選んで任命する (cf. TGF pp. 177-8, p. 180 etc.)。

(120) たとえば、*Mohammad Safi* は一六〇六／一〇一五年には東西ギーラーンの他、ホラーサーン、ガズヴィーン、マーザンダラーンのヴァズィール職をも兼任しており、自らはホラーサーンに赴き、他地域の職務は下僚に委託した (TGF p. 181)。

(121) TGF pp. 182-3.

(122) TGF pp. 183-6, TAA p. 760, p. 803.

シャー・アッバース一世のギーラーン地方政策 (二)

(123) TGF pp. 199-200.

(124) TGF においては、ギーラーンで徴収される租税は大抵 *mal-e divan* と記される。

(125) TM pp. 174-8 の、ミノルスキーによるサファヴィー朝末期の国庫収入の試算を参照すると、ギーラーンのハーッセ収入は全ハーッセ地収入の三九%を占めていることが解る。この時代にハーッセ地が増加していたことに鑑みると、アッバースI世期においてギーラーンのハーッセ収入が占める割合はさらに高かったと考えられる。

(126) 中央政庁は、ヴァズィールの行うハーッセ統治を、さらに監督官 (*nāẓer*) に取り締まらせていた (TGF p. 185, p. 203, TM p. 25)。

(127) TGF pp. 183-5.

(128) TGF p. 183.

(129) *Mohammad Safi* については TGF pp. 183-5, Behzād Baig によれば TGF pp. 190-3, pp. 203-4, pp. 208-9 を参照された。

(130) 一六〇五／一〇一三年、会計官長 (*mostoufi al-ma-malek*) の *Mo'ezza Ebrahim Sirazi* はギーラーン税収の会計 (*mohasebat*) を行う際にシスをし、国庫財産にかなりの損失を出したために罷免されたが、このシスを指摘したのは、彼より下位の官僚 *Mohammad Safi* によった (TAA pp. 674-5)。

(131) TGF p. 208.

- (132) たとえば TGF p. 204 には Behzād Baig が解任された際、会計監査を命じられた人々の名が記されている。
- (133) TGF p. 204.
- (134) TGF pp. 207-8.
- (135) TGF p. 215.
- (136) TGF p. 215.
- (137) cf. 註(17) (前号)
- (138) ダールーガの Latif Xān Baig は任務を遂行する際に西ギーラーンで何人かを殺したとらる (TGF p. 208)。
- (139) TGF pp. 207-8.
- (140) TGF p. 186.
- (141) TGF p. 186.
- (142) TGF p. 187.
- (143) たとえば、TGF p. 177 (Fūman のヴァズィール代理の不当な罰金 (tarjomān) 徴収など)、TGF p. 180 (Lāhijān のヴァズィール代理と会計官による圧制 (zōlm) ・圧迫 (ta'addi) ・「徴税」過剰 (ziyādāt) について)、TGF p. 261 (西ギーラーンのヴァズィールとその部下たちの横暴 (tahkamāt) ・圧制 (zōlm) に起因する住民たちの殺害について) などの記述が挙げられる。
- (144) TGF p. 215.
- (145) cf. TGF pp. 209-212, p. 215 などらる TAA の p. 868 以降の記述に詳し。
- (146) 一六一一／一〇一〇年表類 (TAA pp. 850-1)。
- (147) TGF p. 212, p. 215, TAA pp. 878-9 には遠征続行中に冬のみギーラーン経由でマーザンダラーンに戻った例が示されている。
- (148) グルミア遠征時にも Gaskar へ Kohdom のハーケム軍が出動した (TAA p. 893)。
- (149) TGF p. 269, p. 279.
- (150) 本稿における「地方有力者」とは、ギーラーン出身・在住の元権力者たちの総称であり、地方政権時代のトゥールや官職の保有者およびその一族などを指す。
- (151) TGF pp. 195-7 および本稿註(93) (前号)。
- (152) たとえば Rašt のキャラクタータルによるヴァズィール Oslān Baig への不満の上申 (TGF p. 214) や Fūman のキャラクタータルによる Oslān Baig とダールーガに対する不満の上申 (TGF pp. 217-8) などが挙げられる。
- (153) TGF p. 214 に登場する Rašt のキャラクタータル (cf. 註(93)) などは、この Oslān Baig のヴァズィール就任のため、前任者の追いつ落としに協力しておこなっているので (TGF p. 211)。
- (154) Kūčsfahān のキャラクタータルの X'āje Šāh Malek 及び Mollā Mohammad Bejāri なる率領計画など。彼らは新設の賢者家 (motamavvelān-e rūzgār) であり (TGF p. 219)。
- (155) TGF pp. 219-20.

(156) Fūman のキャラクタータルの上申が効を奏しダールーガの Šah Karam Baig が罷免されたが、次に任命された Xanjar Baig Baigdalī Šamlū と Šahī Baig は、就任するや否や不法行為 (setāgāt) を働き始めたという記述が見られる (TGF pp. 217-8)。

(157) ヴァズィールの Oslān Baig は、Šams なる者を唆してその者が仕えていた有力者の財産を没収し、その報酬として Šams にあらかじめキャラクタータル位を委託し、後から中央政府に献上金を渡して任命の勅令を得たという (TGF pp. 259-60)。

(158) cf. 註(154)また註(157)に示した有力者の家は代々バフサーラールを輩出しており、Oslān Baig が彼らの財産を欲したことが註(157)の事件の発端であった (TGF pp. 259-60)。

(159) TGF p. 263, p. 266, p. 267.

(160) 一五九七／一〇〇六年、Fūman のヴァズィール代理に任命された (TGF p. 173)。

(161) 一五八三／九九一年 Oslān Baig Qorī-ye Šamlū は政府高官たち (arkān-e doulat) の命により、'Ali Baig Soltān (後の西ギーラーンハーケム) をファールスの Esfāxr 城砦まで護送したと記われている (TGF p. 92)。また一五九四／一〇〇二年にはイスファハーンの銃兵隊三千を率いて、西ギーラーン征服軍の援軍として駆せ参じたという (TGF p. 152)。

(162) たとえば、一六〇三／一〇一二年に圧制を働いて罷免

されながら (TGF pp. 173-8)、一六〇七／一〇一六年には復職を果たしている (TGF p. 181)、彼の圧制に対する不満の上申はことごとく中央政府から無視されている (TGF p. 221, p. 261)。その上多くの不平の上申にもかかわらず彼は没するまでこの職を務め、息子がその後を継いでいる (TGF p. 222)。

(163) 彼が西ギーラーンのヴァズィールに就任した際の記述に続く韻文に、彼は王者 (soltānつまりシャー) の助力 (madad) によってこの位に就いた暴虐な収税吏 ('āmel-e zālem) であると記されている (TGF p. 209)。

(164) 二人の Šamlū 部出身者が西ギーラーン各地区のダールーガに任命されている (TGF p. 218)、また Šamlū 部のアミールのとりなしによってキャラクタータル職を得た者についての記述も見られる (TGF p. 215)。

(165) TGF p. 220.

(166) TGF p. 261.

(167) F arīb Šāh 運動の時に東ギーラーンのヴァズィール wağāf Mirzā 'Abd Allāh ʿa X' aje 'Alīšāh Esfāhānī と古参のシャーンの息子 wağāf ʿa X' aje (XS p. 51)。

(168) 一六二九年一月一九日／一〇三八年 Jomāda I 月二四日 (TAA p. 1077)。

(169) 一六二九年四月一四日／一〇三八年 Sa'bān 月二〇日

- (TGF pp. 262-3)。
 (170) 一六二九年六月二〇日／＼一〇三八年 Savvāl 一月二八日 (TGF p. 279)。
 (171) Dh TAA p. 15.
 (172) Dh TAA p. 15, TGF p. 262.
 (173) TGF p. 262.
 (174) 鎮圧軍が *Lešte nešā* に進軍し、主導者たちの家族や臣下を捕えたという記述や、その報が運動勢力を慌てさせたという記述が見られる (TGF p. 267)。また運動勢力は *Lešte nešā* に向かつて背走し (TGF p. 274, XS p. 52)、最後にその地を包囲されて鎮圧された (TGF p. 279) とも記されている。
 (175) Čopek 家 𐭑𐭓𐭕𐭓 Ajdar 家の貴顕 (*a'yān*) の一人が、*J arib Šāh* の援助・補佐 (*mo'āvenat va mo'adedat*) にあたっていたという記述が XS p. 50 に見られるほか、TGF p. 262, 267, 268 にもこの両家の者たちが運動勢力の主体となっていたことが示されている。
 (176) TGF では *J arid Šāh* と *'Adel Šāh* は同一人物として描かれているが (p. 261)、Dh TAA では (p. 18) 別人として示されている。
 (177) TGF p. 262.
 (178) Dh TAA p. 15.
 (179) TGF pp. 263-72.
 (180) 木を切るための斧を除き、すべて凶器となりうる道具が没収されたという (Olearius. pp. 1004-5)。
 (181) TGF p. 265 に、下層民の軍隊 (*sepāh-e ajāmere*) が *Rāšt* においてキャラヴァンサライや店を略奪したと記されている。
 (182) *J arib Šāh* はシナイフなどの進言を受け入れ、*Rāšt* 襲撃の三日後、強奪を止めるよう運動参加者に命じた (TGF p. 265)。また *Fūman* においてもカーディーたち (*qodāt*) などの話を聞き入れ、下層民 (*ajāmere*) に対し、人々への略奪行為やその家宅への侵入を禁じた (TGF p. 266)。
 (183) TGF p. 265 また XS p. 51 にも分配を示す記載が見られる。
 (184) TGF p. 280, p. 282.
 (185) cf. TGF pp. 173-5.
 (186) TGF pp. 177-8.
 (187) 約七八七〇人が殺害されたという (TGF p. 279)。XS p. 53 には八〇〇〇人に達したとある。
 (188) Chardin. vol. 5, p. 279.
 (189) TGF p. 223, Dh TAA p. 18.
 (190) PZP. p. 115 ハーッセ地が最も多かったのは一六六〇年頃であったという。
 なお、史料の利用にあたり、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の羽田亨一氏に多大なる御助力を頂いた。ここに感謝の意を表したい。